

2023(令和5)年事業計画基本方針

2021(令和3)年度の全国220か所の児童相談所での虐待相談対応件数は、207,659件(2022年9月速報値、厚生労働省)に達しており、1990(平成2)年の統計開始以降一度も減少することなく推移し、過去最多を記録した。「コロナ禍」による影響は長期化しつつあり、少子高齢化、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域との関係性の希薄化等を背景に、孤立を余儀なくされ養育に困難を抱える家庭が増加していることがうかがえる。

子どもや家族を取り巻く環境は厳しさを増しており、2023(令和5)年から設置される「子ども家庭庁」ならびに同年に公布される「子ども基本法」による、子どもと家庭への支援体制の強化が期待されている。

その一方、「子どもの村福岡」や地域の里親による「子どもショートステイ」の取組実績は着実に伸びており、「虐待防止、在宅支援の切り札」のモデルとして注目され全国各地から行政視察等も増加している状況にある。課題として急がれるのは、各児童の受入れに際して対応困難な事例の検討、さらに、当初からの目標である利用家族の適切なアセスメントに基づく継続的な支援体制の整備である。

また、「ヤングケアラー相談支援窓口」については、開設以来1年が経過するものの、相談件数は伸び悩んでおり、行政及び関係者や教育・福祉関係機関等との連携をより緊密にし、広報ならびに研修活動に努めることが当事者等からの相談につながるものと考えられる。

以上のような状況の中、「SOS子どもの村 JAPAN」としては、組織のさらなる強化と全職員による資金開発や広報活動を堅実に進めつつ、以下の基本方針に則って事業に取り組む。

- 1 「子どもの村福岡」では、親の養育を受けられない子どもたちのために、「家庭養育と支援のモデル」として、子どもの声を傾聴することを第一に、子どもの最善の利益を目指して、チーム養育の実践に努める。
- 2 「福岡市子ども家庭支援センターSOS子どもの村」では、地域で危機にある子どもと家族のための家族強化プログラムとして、相談事業の質の向上と支援プログラムの充実を目指すとともに、「子どもの村福岡」でのショートステイ事業と、全市で展開される「里親による子育て短期支援事業」を有機的に連携させ、虐待防止と家族の分離予防のため実効性のある制度となるよう充実を図る。
- 3 福岡市と協働して開始した「ヤングケアラー支援事業」については、当事者からの相談や生の声に接する機会を増やすために、関係諸機関との連携をより緊密にし、広報活動をより活発化する。
- 4 「SOS子どもの村インターナショナル」において13年ぶりに更新されたブランドマニュアルを「SOS子どもの村 JAPAN」にも取り込み・適用することにより、事業ごとに制作する広報物のビジュアルイメージに統一性を持たせ、多様な事業を行う法人の社会的認知度と信頼性の向上に努める。

- 5 職員の育成及び配置を適切に実行するとともに、役職員間に「SOS 子どもの村 JAPAN」の理念の浸透を図り、一体感を醸成することにより組織力・機動力の強化を図る。
- 6 広報・街頭宣伝活動等については、社会全体の情勢を的確に把握したうえで、持続可能な組織づくりのために、全職員による恒常的な広報活動を推進する。

第1 2023年事業計画

1 「子どもの村福岡」の事業

(1) 親の養育を受けられない子どもたちの養育

ア 子どもの受入れ

2022年1月から3家庭で11名の子どもを養育しており、2023年4月からは、新入学1年生の2名を含めて9名が小学校に通学する。現時点で子どもの受入れ状況に変更の予定はない。なお、近い将来に1名の実家族復帰が検討されている。

イ チーム養育の実践

各育親家庭における養育の安定化のために、従来通り担当ファミリーアシスタントやファミリーソーシャルワーカーによるチームペアレンティングを実施する。

ウ 育親・ファミリーアシスタントのリクルート

4月末で1名のファミリーアシスタントの退職が予定されていることから、後任の採用に注力する。当面、育親の退村予定はない。

エ ファミリーアシスタント・センタースタッフの人材養成

2021年7月に制定された、『「子どもの村福岡」職員等の研修受講経費助成制度を活用し、各職員が主体的に子どもの養育及び養育支援等に関する知識や技術を学ぶとともに、「子どもショートステイ」の具体的な事例を通じて、ファミリーアシスタントの養育に関するスキルの向上を図る。

オ Child Protection Policy(以下CPP)遵守

Child Protection Policy に抵触するような事案の未然防止策や、発生時の対応について、全職員において認識を徹底する。

カ 子どもの声を傾聴する養育

育親家庭の多くの子どもが学童期に入り、発達特性も次第に明確になりつつあり、チーム養育で丁寧に対応しながら、子どもの声を傾聴し、子どもの権利に十分配慮した養育を実施する。

(2) 地域で困難を抱える子どもと家族への支援

ア 一時保護・ショートステイの受入れ

利用需要の多いショートステイの受入れ体制の安定化に向けて、昨年はファミリーアシスタントを数名増員し人員数の確保に努めた。今後も2棟体制を維持しショートステイ利用者を積極的に受入れていく。

一方、昨年4月から福岡市の委託事業として一時保護事業を開始したが、行動観察などの業務が加わることから、一時保護の経験者を配置して受入れを準備した。学校への送迎など対応が難しい面もあり、未就学の子どもを中心に受入れていきたい。

イ 家族のアセスメントと支援

ショートステイの利用者家族に対するアセスメントを丁寧に実施し、強制にわたらないことを原則にしながら、ショートステイの利用育児相談や家事相談などを実施し、家族の負担を軽減していきたい。また、受入担当者によるアセスメントスキルを向上させるために必要な内部研修を実施する。

ウ 行政（市・区）との連携

各区役所担当者と、個々のケースに応じた情報共有を図るため連携を強化していきたい。

エ 行政窓口の一本化

受入件数が順調に増加している「子どもの村福岡」および地域の里親による子どもショートステイ事業の目的(利用後の継続支援による虐待防止、家族分離予防)や、申込時の受入れ先の効果的な選定などの実施により、本事業の実効性をより高めるため、2023年7月1日に、行政窓口対応のコーディネーターを配置する予定である。

(3) 育親家庭養育支援の充実

ア チーム養育強化のためのファミリーチームミーティング (FTM) の定例開催

FTMは、それぞれの育親家庭につき、月に2回、育親、ソーシャルワーカー、ファミリーアシスタント、場合によっては、村長や児童家庭支援センターの心理担当者などが加わって開催している。昨年から3家族、11名の子どもたちについてFTMを実施しているが、医療的な対応や特別な配慮を要する子どももおり、養育の方向性を見定め、一貫したチーム養育を実施するために、育親を支え、意欲を持って養育に専念できる体制を今後も維持したい。

イ 子どもサポート部会の専門家との連携

毎月開催される「子どもサポート部会」においては、各育親家庭の状況が細かに報告される。子どもの問題行動やそれに対する対応などについても報告されるが、部会メンバーの専門家からは適切な助言が提案され、養育を側面から支えている。また、メンバーには職員の育成のための研修等にも講師として積極的に協力してもらい、多大な成果を挙げている。今後も専門家との連携を強化しつつ、良好な関係を維持したい。

ウ 児童相談所との連携強化

児童相談所とは、受託している子どもの状況に応じた連携が求められる。実家族の情報などについては、児童相談所が把握しているが、定期的に関示されることはなく、村側からの働きかけが必要である。また、医療的措置や教育的措置についても、子どもの状態を適切に伝え、措置を要請していく必要がある。育親（里親）が直接児童相談所に関わるより、ソーシャルワーカーが窓口となって連携を強化していく。

エ 「地域の子」として、地域とともに育てる

コロナ禍の中、地域との協議会などは中止せざるを得ない状況が続いたが、それでも地域の方々とのつながりは強力に維持されており、米や野菜などの寄贈を受けているほか、地域の行事にも子どもたちは参加している。本年は、地域協議会の復活を図るとともに、一時保護事業の開始などについても丁寧に説明を行い、引き続き地域との協力関係を維持していきたい。

オ 実家族再統合・リービングケア・アフターケアの検討

現在のところ、リービングケア・アフターケアの検討を迫られている事例はないが、実家族との再統合については、一例を除いていずれの家族も相当の困難がある状況である。再統合に向けて実家族の状況が好転しないことが主な原因であるが、このような中で交流も持続的なものにならず、単発的でむしろ子どもを戸惑わせるようなことも多い。本年は、児童相談所との連携を強化しながら、再統合に向けた端緒をつかみたい。

(4) 村の運営の充実・強化

ア 村長を中心としたチームビルディング

育親、ファミリーアシスタント、センタースタッフ、そして子どもたちを束ねる村長の存在は極めて大きい。加えて、地域の方々、見学者、ボランティアなどに対しては村の顔である。村長はチームの中心に位置しているが、これを支えているのはお互いの信頼関係であると思われる。

イ 子どもの村についての普及啓発・見学者への対応

当法人の事業に関する関心の高さからか、昨年から見学者は増加している。今後も、コロナ禍の収束状況を見ながら事務局職員との連携により、見学者の受入れを強化する。

ウ ボランティアとの連携

清掃や草刈りなどを定期的に行ってくれるボランティアについては、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら部分的な受入れとならざるを得なかったが、今後は、ボランティアの気持ちに沿いながら、可能な範囲で積極的な受入れ対応を実施したい。

エ 村の環境保全

昨年度は、経年劣化に伴う建物壁面の塗装や、事務スペースの床整備などを行った。本年は、大規模な修繕予定はないものの、突発的な家電等の故障なども想定されるため随時対応したい。

2 子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」の事業

地域の子どもと家族、里親家庭に信頼される支援機関を目指し、法人内の各事業との連携を図りながら、包括的な子どもと家族への支援を実施する。

(1) 平日夜間、土日祝日相談事業の充実

センター内外の研修・指導環境を充実させ、相談技術の質の向上を図るとともに、子どもと家族へのアセスメントおよび、困難を抱えた子どもと家族のニーズに応じた多様な支援プログラムの充実を図る。3月末で1名の相談支援員の退職が予定されていることから、後任の採用に注力し相談体制を整備する。

ア 研修・指導體制の充実

毎週1回のケアミーティング、各種ケース検討会議への参加を通じて経験を積むほか、セルフチェックリストを活用した個別の目標設定を行うことで相談支援員の技術向上を図る。

イ ダイアログ手法の導入

当事者参画の手法として、対話を重視したダイアログの手法を学び、関係者協議や家族会議に導入していく。

ウ 各事業との連携支援の強化

ヤングケアラー支援、里親ショートステイ、子どもの村のショートステイの各事業間で情報共有を徹底し、連携して行える事例の検討や、新たな親子支援メニューの協働検討等を行い事業間連携による支援の充実を図る。

エ 親と子のグループプログラムの開催

同じ悩みを持つ複数の親子が一堂に会するグループプログラムの開催について検討する。

(2) 里親支援事業

家庭養育を担う里親家庭への支援の充実を図るとともに、「地域支援を担う里親」を育成し、支えていく手法を確立していく。

ア 里親家庭への相談支援の充実

当センターが、既存里親への支援機関として周知されるために、フォスタリングチェンジ・プログラム参加者やショートステイ里親との関係性を構築する。

イ フォスタリングチェンジ・プログラム(以下、FCP)

以下のプログラム実施を通して里親養育を支えるとともに、プログラム終了後の関係維持を図り、プログラムで得られたスキルが日常で活かしていけるよう支援していく。

(ア) FCP および、アフターセッションの実施

(イ) ファシリテーター・フォローアップミーティングおよび、ファシリテーター養成講座への参加

ウ 里親・ファミリーホーム専門研修会の実施

長期養育の里親、ショートステイ里親、各々に適した研修プログラムの開発を検討していく。特に、思春期の子どもとその里親家庭への支援プログラムを検討する。

エ その他の支援 (リービングケア、アフターケア、ユースプログラム等)

他団体「IFCA」や「ゆぷろ」の活動と連携しながら、社会的養護を離れた子ども・若者への支援や、家庭復帰した子どもとその家族への支援について検討をすすめていく。

(3) 里親ショートステイ事業（里親による子育て短期支援事業）

3 助成・連携事業にて詳述

3 助成・連携事業

(1) 里親ショートステイ事業

（家庭養育推進自治体モデル事業「里親による子育て短期支援事業」／日本財団助成）

ア 里親ショートステイを活用した家族への支援

（ア）安定的なショートステイの実施

（イ）ショートステイを通じたファミリーソーシャルワークの手法の確立

イ ショートステイ里親のリクルート

（ア）ショートステイ制度およびショートステイ里親の普及啓発

「里親って？カフェ」や出前講座などの効果的なリクルート手法を継続する一方で、ターゲットに応じた適切なリクルート手法を検討しながら、ニーズに応じた多様なショートステイ里親の確保を図る。

（イ）行政との連携強化

希望者の迅速な里親登録のために児童相談所との連携を強化する。

ウ ショートステイ里親による養育の充実

ショートステイ里親に特化した研修会の開催や、ショートステイ里親同士の交流を通じたピアサポートの仕組みづくりを行うことで養育の充実化を図る。

（ア）児童相談所と協働し、里親登録に必要な、基礎研修、認定前研修を実施

（イ）ショートステイ里親に向けた研修プログラムの開発と研修会の開催

（ウ）ショートステイ里親の交流会を開催

エ IT活用によるデータベースの構築と情報の共有化

（ア）マッチングやケース記録の電子化および家族情報データベースの整備

（イ）「子どもの村福岡」との家族情報・ケース記録等の情報共有システムの整備

（ウ）福岡市の情報共有システム構築事業との連携

オ ショートステイ里親の関係者ネットワークづくり

里親ショートステイの実施機関である「NPO 法人キアアセット」と協働し、福岡市とともに市内の里親ショートステイの仕組みを充実させる。また、ショートステイ実施機関である「子どもの村福岡」、福岡市内の乳児院、児童養護施設とショートステイの質の向上のための作業部会を開催し、ショートステイ全般の質的充実を図る。

カ 事業モデルの普及啓発

報告書の作成および、学会等での発信、里親ショートステイ全国説明会の開催により、他自治体における里親ショートステイの普及促進を図る。また、アドバイザー（早稲田大学社会的養育研究所）による事業効果の評価および事業展開への助言により、効果的な事業展開および全国への波及効果を狙う。

(2) ヤングケアラー支援事業(福岡市委託事業)

ア 広報活動

(ア) 紙媒体の頒布

頒布済の一般用リーフレットに加え、4月以降に頒布予定である、小学生用、中高生用の紙媒体の広報資材を制作した。学校や関係機関、地域等に配布を行い、周知や相談に繋げていく。

(イ) WEBを活用した広報

昨年開設したヤングケアラー相談窓口専用のInstagramを活用し、支援者向けの情報発信だけでなく、ヤングケアラーをはじめとする多くの人に知ってもらうための広報を行う

(ウ) マスメディアとの連携

昨年は、新聞、福祉関連書籍、地域の広報などに取り上げられたことで、相応の反響があったことから、引き続きマスメディアへの発信機会を増やしていく。

イ 地域向け研修会開催

(ア) 一般向け研修会(委託事業外)

昨年から、高い関心や研修の要望があったことから、一般向けの研修を実施する。

(イ) 専門職向け研修会

昨年の未実施エリアを中心に、民生委員児童委員などの地域の支援者に加え、医療関係者、福祉関係者などの対象者に合わせた内容の研修を実施する。

(ウ) 研修参加者との継続的關係づくり

研修会参加者との継続的な關係を持つために、法人内部の各事業との連携について検討する。

ウ 関係機関との連携

(ア) 福祉・医療・他NPOとの連携

福祉や医療機関との連携により、当事者向けの支援につなげるとともに、他NPOとの連携を深め、相談者が利用しやすい情報の提供を行う。

(イ) 子ども食堂・子どもの居場所との連携

子ども食堂や子どもの居場所にはヤングケアラーが潜在している可能性があることから、関係者との連携を深め、ヤングケアラー本人からの直接の相談のきっかけ作りや情報提供を行う。

エ 支援の充実

(ア) ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業

2022年11月、福岡市からの委託により新たに開始した「ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業」を、当事者家族に直接接点を持つための支援メニューとして積極的に活用したい。

(イ) 当事者向けサロンの開催

従来、ヤングケアラー当事者および元ヤングケアラーを対象としていたが、20～30代の若者ケアラー、ダブルケアラー等、参加対象を広げたいので当事者向けサロンを開催する。

(ウ) その他支援メニューの開発

ヤングケアラーは地域と密接に関係している課題であることから、地域住民と協働で実施できる啓発イベントの開催等について検討する。

(3) ヤングケアラー支援研究事業（全国児童家庭支援センター協議会）

昨年に引き続き、日本財団が全国児童家庭支援センター協議会に対しヤングケアラー支援に関する事例研究を行うため助成し、児童家庭支援センターを運営する地域の1つとして当団体が採択された。

(4) 子どもの村福岡整備事業（福岡城西ロータリークラブ）

「子どもの村福岡」内の設備等の保全等を実施する。

4 提言・啓発活動

(1) 行政機関への提言

ア 「子どもの家庭養育推進官民協議会」を通じた政策提言

イ 福岡市からの委託事業を通じた提言活動

(2) 専門分野への啓発活動

学会発表、研修講師派遣等による啓発充実

(3) 市民への啓発活動

ア 子どもの村福岡の見学者への啓発

イ 市民向け説明会等の実施

ウ 街頭キャンペーンへの参加

5 広報活動

昨年は「大和証券グループ本社」の助成を受け、7年ぶりにホームページを全面的に更新したことに加え、リーフレットやチラシなどの紙媒体や、対面の広報ツールのデザインも更新した。今期は、マーケティングの観点による、WEBへのアクセス解析や、紙媒体の頒布効果を検証しつつ、必要に応じて柔軟に改定していく。

また、前期において未着手であった、パンフレット、アニュアルレポート、ニュースレターなどの紙媒体については、支援者等への情報発信として重要であることから、

早急に内容を検討して発行したい。

(1) オンラインによる情報発信の強化

属性（年代や居住地域）や関心のポイントなどを想定し、設定したターゲット層に合わせた表現を追求したうえで情報発信することを試行する。その上でWEBサイトへのアクセス解析による効果検証を行いながら成果の拡大につなげていく。

(2) 各種広報ツールの作成

パンフレット、アニュアルレポート、ニュースレターなどの紙媒体について、内容を検討し発行する。

(3) メディアとの協働

新規事業等の発信力を高めるため、必要に応じてマスメディアと協働する。

6 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関との連携

(1) 他団体との連携

ア 子どもNPOセンター福岡

「子どもにやさしいまちづくりネットワーク」に参加し、子どもにやさしいまちづくりのための関係機関との連携強化、市民フォーラムなどでの発信を行っていく。

イ 子どもアドボカシーセンター福岡

社会的養護の子どもたちの、意見表明権を保障するために、「子どもアドボカシーシステム研究会」や、権利ノート普及のための連携協力をしていく。

ウ 子どもとあそびプロジェクト

「子どもの村福岡」の里子への健全育成に資するため、NPO法人子どもと遊びプロジェクトと連携し、同団体の「遊びプログラム」を実施する。

エ International Foster Care Alliance (IFCA ; イフカ)

IFCAの諸活動と連携し、社会的養護経験のあるユースとの協働を通じた児童福祉システムの改善に寄与する。

(2) その他連携

子ども虐待防止および家庭養育推進における既存ネットワークとの連携を継続し、関係機関との関係を強化していく。

ア 福岡市里親養育支援共働事業

(ア) 「新しい絆」プロジェクト（実行委員会「ファミリーシップふくおか」）

(イ) 福岡市里親委託等推進委員会

イ 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

(ア) 子ども虐待防止市民フォーラム

(イ) 虐待防止月間街頭キャンペーン

(ウ) 子ども虐待対応研修開催

ウ 福岡市里親養育支援共働事業（「新しい絆」プロジェクト）

- (ア) 「新しい絆」フォーラムの開催
- (イ) ファミリーシップふくおか(実行委員会)
- (ウ) 福岡市里親委託等推進委員会
- エ 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会
 - (ア) 子ども虐待防止市民フォーラム
 - (イ) 虐待防止月間街頭キャンペーン
 - (ウ) 子ども虐待対応研修開催
- オ 福岡市要保護児童支援地域協議会
 - 福岡市、中央区、西区

7 国際連携

2023年7月に2年に1回の、国際総会の開催が予定されている。

SOS インターナショナルアジアオフィスとのオンラインミーティングを通じて、適宜情報交換を行う。

8 資金開発

寄付系収入の安定化を企図し、従来通り「マンスリー個人会員」の募集を中心にした広報活動を主体とする。また期中における社会情勢等の変化に柔軟に対応すべく、予算の用途については計上の範囲内で柔軟に対応する。

(1) マンスリー会員の募集活動

対面やオンラインにかかわらず、様々な機会を捉えて法人の広報機会とし、マンスリー会員の加入に繋げたい。そのために、既存の支援者（個人、法人）、協力ボランティア、イベント主催者等の協力により、活動説明会の開催頻度を上げたい。

また、福岡市以外のエリア（北九州、久留米、佐賀等）については、コアなボランティアの協力を得ることで、職員が直接関わらない形式での広報機会の開催を試行する。

(2) オンラインによるファンドレイジング

ソーシャルメディアの活用、オンラインイベントの実施等により、ファンドレイジング専用ページへのアクセス件数を増加させて、全国エリアからのマンスリー会員獲得に繋げる。

(3) 支援企業の訪問活動

既存の支援企業への訪問活動を実施することで、社員への告知、寄付付き商品の開発、企業のオウンドメディアの活用などによる、様々な支援の方法を依頼する。

(4) 各種チャリティイベントの開催

文化、芸術、スポーツなどの各種イベント主催者との協力によりチャリティイベントの開催を企画する。

(5) 広告

ターゲット設定など戦略的な広告出稿計画に基づき、新聞やインターネットで広告を継続的に実施する。また、効果測定を随時実施して広告計画に活用する。

(6) 多様な手法の実施

他団体で実施されている様々なファンドレイジングの手法を研究し、当法人での導入を検討する。また、問い合わせが増えてきた遺贈等については、照会者のニーズに合わせた丁寧な対応を実施する。

(7) 既支援者とのコミュニケーション

支援継続率向上のため支援実感の伴うコミュニケーションを実施する。

第2 組織運営

1 組織運営

(1) 役員体制

昨年の役員改選時から2名の新任理事が加わり、13名の理事役員及び2名の監事による15名の役員体制となっている。2024年3月の次期改選時に向けて、さらに活動力のある企業人などに人材を求め、活力のある役員体制のもとで組織の活性化を図っていききたい。

(2) 正会員の確保

現在の正会員数は、個人会員が32名、法人会員が16社である。幅広い支援者や、「子どもの村福岡」の見学者などにも加入を呼びかけるなどして引き続き新規正会員の獲得に努力したい。

(3) 各種会議の開催

定款に定められた年間4回の理事会と定期総会をオンライン会議などと併用して開催するほか、「子どもサポート部」、「資金開発・コミュニケーション部」及び「事業統括部」の3部体制により運営している。また、執行会議と事業統括部会を隔回に併催することで、各種事業の進捗管理や事業戦略をより実務に即した形で協議することとしている。

2 職員養成

(1) 人材確保

退職に伴う補充として、子どもの村福岡ファミリーアシスタント1名、児童家庭支援センター相談支援員1名、事務局職員1名、計3名の職員を確保することが当面の課題である。

(2) 人材育成

事務局体制の増強、福岡市と提携した新規事業の開始などにより、多くの新規職員が当法人の活動に参加している。草創期の手作り感のあった体制から組織としての体系的な育成が求められる時期に至ったということができよう。とりわけ、育成は、NPO法人としての特性と、「SOS子どもの村 JAPAN」の理念についての研修が必須である。

事業規模の拡大や職員数の増加に伴い「SOS 子どもの村 JAPAN」としての一体感の醸成、各事業間の理解を促進するべく役職員、支援者等が参加するイベントを予定している。

3 ボランティア

感染対策を徹底したうえで、当面は「子どもの村福岡」での草取り等必要最低限の活動とするものの、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、オンラインの活用により登録ボランティアとの関係性を維持する。また、広報などを実施するオンライン上のボランティアコミュニティの運営を実施する。

4 支援団体との連携

(1) 子どもの村福岡後援会

今後も側面的な支援を継続的に依頼し、後援各社との良好な関係を維持する。

(2) 子どもの村福岡を支援する小児科医の会

従来通り、支援継続の依頼を実施する。